

栃労発雇均 0222 第 1 号
平成 31 年 2 月 22 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、平成 12 年以降、5 割を下回っていましたが、平成 29 年 51.1%と 18 年ぶりに 5 割を超えたところです。しかしながら、依然として政府目標である 70%には、大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇取得促進期間(10 月)に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えその環境整備を進めており、今年度の夏季及び年末年始の取組に続き、ゴールデンウィークにおける社会的な機運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅や高速道路のサービスエリア等(計 705 か所)へのポスターの掲示等を行っていくこととしています。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、別添ポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌やホームページなどにより周知していただきますよう、御協力をお願いいたします。